

27高私行第3号  
平成27年4月1日

各都道府県知事 殿  
文部科学大臣所轄各学校法人理事長

文部科学省初等中等教育局幼児教育課長

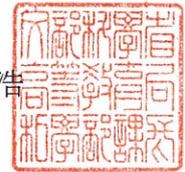
淵 上



(印影印刷)

文部科学省高等教育局私学部私学行政課長

大 路 正 浩



(印影印刷)

文部科学省高等教育局私学部私学助成課長

矢 野 和 彦



(印影印刷)

私立学校振興助成法施行令の一部を改正する政令の施行及び子ども・  
子育て支援新制度の施行に伴う日本私立学校振興・共済事業団補助及び  
私立学校教職員退職金社団補助について（通知）

このたび、別添のとおり「私立学校振興助成法施行令の一部を改正する政令（平成27年政令第132号）」（以下「政令」という。）が平成27年3月31日に公布され、同年4月1日から施行されました。

政令の概要は下記のとおりですので、十分に御了知いただくとともに、各都道府県知事におかれては、所轄の学校及び学校法人に対して、このことを十分周知されるようお願いいたします。

また、子ども・子育て支援新制度の施行に伴う日本私立学校振興・共済事業団補助及び私立学校教職員退職金社団補助の地方交付税措置の扱いについても、その考え方を下記のとおり整理しておりますので、お知らせいたします。

## 記

### 第一 私立学校振興助成法施行令の一部を改正する政令

#### 政令の概要

子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴い、学校法人に対して都道府県が行う補助に対する国の補助金の算定の方法について、幼保連携型認定こども園を規定することとしたこと。

(第4条第1項関係)

### 第二 子ども・子育て支援新制度の施行に伴う日本私立学校振興・共済事業団補助及び私立学校教職員退職金社団補助の地方交付税措置について

これまで、幼稚園の設置者に対して、各都道府県が私学助成により経常費補助を行う場合には、所要の地方交付税措置（私立学校経常費補助）が行われており、当該地方交付税措置には、日本私立学校振興・共済事業団補助及び私立学校教職員退職金社団補助に係る地方負担が含まれていたところであり、このことは新制度施行後も同様となります。

また、新制度に移行する私立幼稚園に対しては、都道府県による私学助成ではなく、施設型給付費の代理受領により経常費補助がなされることとなりますが、その財源についても、私学助成（日本私立学校振興・共済事業団補助及び私立学校教職員退職金社団補助に係るものを含む。）に係る地方負担を新制度に係る地方負担へ移行することとされておりますので、御留意願います。

なお、本件については、総務省自治財政局と協議済みであることを申し添えます。

#### 添付資料

【別添1】 私立学校振興助成法施行令の一部を改正する政令

【別添2】 私立学校振興助成法施行令の一部を改正する政令新旧対照表

【本件連絡先】

<私立学校振興助成法施行令について>

文部科学省

高等教育局私学部私学助成課

電話：03-5253-4111（内線2544）

<地方財政措置について>

文部科学省

高等教育局私学部私学行政課

電話：03-5253-4111（内線2531）

## 政令第三百三十二号

私立学校振興助成法施行令の一部を改正する政令

内閣は、私立学校振興助成法（昭和五十年法律第六十一号）第九条の規定に基づき、この政令を制定する。  
私立学校振興助成法施行令（昭和五十一年政令第二百八十九号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項第一号中「若しくは特別支援学校」を「、特別支援学校若しくは幼保連携型認定こども園」に改め、同項第二号口中「幼稚園」の下に「若しくは幼保連携型認定こども園」を加える。

## 附 則

この政令は、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十四年法律第六十七号）の施行の日（平成二十七年四月一日）から施行する。

## 理 由

子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴い、学校法人に対して都道府県が行う補助に対する国の補助金の算定の方法を改める必要があるからである。

○私立学校振興助成法施行令の一部を改正する政令案 【新旧対照表】

◎私立学校振興助成法施行令（昭和五十一年政令第二百八十九号）

（傍線部分は今回改正部分）

改正案	現行
<p>（法第九条の国の補助）</p> <p>第四条 法第九条の規定により行う補助の金額は、次に掲げる金額を合計した金額とする。</p> <p>一 文部科学大臣が定める私立の幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、<u>特別支援学校若しくは幼保連携型認定こども園</u>（以下この項において「小学校等」という。）又は課程（学校教育法施行令（昭和二十八年政令第三百四十号）第二十三条第一項第十号に規定する広域の通信制の課程を除く。）の区分ごとに、都道府県が行う私立の小学校等の経常的経費に対する補助（次号に定める事由に基づくものを除く。）の金額を当該都道府県の区域内にある私立の小学校等（文部科学大臣が定めるものを除く。）の幼児、児童又は生徒（以下この条において「児童等」という。）の数で除して得た金額に応じ文部科学大臣が定める児童等一人当たりの金額（特別の事情がある都道府県に係る場合にあつては、当該金額を文部科学大臣の定めるところにより補正して得た金額）に当該小学校等の学則で定めた収容定員（在学している児童等の数が当該収容定員に満たない場合には、在学している児童等の数とする。）の合計数を乗じ、その乗じて得た金額を合計した金額</p> <p>二 都道府県が次の事由に基づいて行う私立の小学校等の経常的経費</p>	<p>（法第九条の国の補助）</p> <p>第四条 法第九条の規定により行う補助の金額は、次に掲げる金額を合計した金額とする。</p> <p>一 文部科学大臣が定める私立の幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校若しくは<u>特別支援学校</u>（以下この項において「小学校等」という。）又は課程（学校教育法施行令（昭和二十八年政令第三百四十号）第二十三条第一項第十号に規定する広域の通信制の課程を除く。）の区分ごとに、都道府県が行う私立の小学校等の経常的経費に対する補助（次号に定める事由に基づくものを除く。）の金額を当該都道府県の区域内にある私立の小学校等（文部科学大臣が定めるものを除く。）の幼児、児童又は生徒（以下この条において「児童等」という。）の数で除して得た金額に応じ文部科学大臣が定める児童等一人当たりの金額（特別の事情がある都道府県に係る場合にあつては、当該金額を文部科学大臣の定めるところにより補正して得た金額）に当該小学校等の学則で定めた収容定員（在学している児童等の数が当該収容定員に満たない場合には、在学している児童等の数とする。）の合計数を乗じ、その乗じて得た金額を合計した金額</p> <p>二 都道府県が次の事由に基づいて行う私立の小学校等の経常的経費</p>

に対する補助で文部科学大臣が定めるものについて、文部科学大臣の定めるところにより算定した金額

イ 教育指導の改善、海外から帰国した児童又は生徒を入学させることその他の措置であつて社会の変化に対応した教育の改革に資するものとして文部科学大臣が定めるものを講じている私立の小学校等であること。

ロ 障害のある幼児が在学している私立の幼稚園若しくは幼保連携型認定こども園又は特別支援学級を置く私立の小学校若しくは中学校（中等教育学校の前期課程を含む。）であること。

ハ 中学校を卒業する者の減少が見込まれる地域として文部科学大臣が定める地域内の私立の高等学校であること。

2 前項の児童等の数の算定については、文部科学大臣の定めるところによるものとする。

に対する補助で文部科学大臣が定めるものについて、文部科学大臣の定めるところにより算定した金額

イ 教育指導の改善、海外から帰国した児童又は生徒を入学させることその他の措置であつて社会の変化に対応した教育の改革に資するものとして文部科学大臣が定めるものを講じている私立の小学校等であること。

ロ 障害のある幼児が在学している私立の幼稚園又は特別支援学級を置く私立の小学校若しくは中学校（中等教育学校の前期課程を含む。）であること。

ハ 中学校を卒業する者の減少が見込まれる地域として文部科学大臣が定める地域内の私立の高等学校であること。

2 前項の児童等の数の算定については、文部科学大臣の定めるところによるものとする。